

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年11月13日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 環境課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成29年9月14日から平成29年9月28日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 火葬場の指定管理者監査において監査直前に監査資料の差替えがあったため、担当課として基本協定に基づき帳簿類を確認し、監査資料を確認のうえ期限までに提出するよう指導・監督に努めること。</p> <p>2. 避難所用備蓄品の当初予算執行率が8月末時点で3.8%と低いため、できるだけ早期に購入し備えること。</p> <p>3. デジタル防災行政無線機器の保守点検業務委託において、年1回の点検から年数回の定期的な点検とするよう検討のこと。</p>	<p>1. 基本協定について再確認し、指定管理者に対し監査資料の提出期限を守るよう指導した。担当課として指定管理者の監督をする。</p> <p>2. 9月～10月に計画目標に従い備蓄品を購入し、配備を完了した。次年度から年度当初での購入を実施する。</p> <p>3. 担当課において毎日自主点検を行い、また、施工担当者においては12月までは月2回、平成30年1～3月は、月1回の点検を実施する計画である。</p>